

平成29年度 船橋市認可外保育施設 通園児補助金申請の手引き



事業の概要

保護者の経済的負担を軽減することを目的として、認可外保育施設を利用している乳幼児の保護者に補助金を交付します。

認可外保育施設とは

保育を行うことを目的とする施設であって、市が認可する施設及び事業以外のものを認可外保育施設と総称して呼んでいます。（ほかに無認可保育園、託児所などと呼ばれることがあります）

補助対象施設

法人立・個人立を問わず、児童福祉法第59条の2第1項の規定により設置の届出がされている施設が対象となります。ただし、以下のような場合は除きます。

- * 事業所内保育施設で従業員の乳幼児を保育する場合
- * 店舗等において、顧客の乳幼児を対象とした一時預かり施設
- * 一定の期間のみ臨時に設置された施設
- * 親族間の預かり合い
- * 船橋市長が認証保育所として認証した施設

※認証保育所をご利用の方は、様式が異なりますので、「認証保育所通園児補助金申請の手引き」をご覧ください。

- * 企業主導型保育事業を行う施設
- * 居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）

【問い合わせ先】

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25
船橋市 子育て支援部 保育認定課
047-436-2328

補助の要件

次の要件をすべて満たす方が対象となります。

	保護者 ※	通園児
1	施設に通園している時、船橋市に居住し、かつ住民登録がある。	
2	<p>以下の理由でお子さんを保育できない</p> <p>①就労(月64時間以上労働することを常態としている)</p> <p>※ ただし、育児休暇明けの場合は復帰日より補助対象月が異なります</p> <p>a. 月の1～15日に復帰する方は前月の1日から</p> <p>b. 月の16～31日に復帰する方は当月の1日から</p> <p>②出産(出産月の前2か月(多胎妊娠の場合は出産月の前4か月)から、出産日から起算して57日目を迎える月の末日まで)</p> <p>③疾病、負傷、障害</p> <p>④同居の親族を常時介護又は看護している</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動中(求職活動開始日から起算して90日目を迎える月の末日まで)</p> <p>⑦就学(学校教育法に規定する学校に通学、または職業訓練校での訓練)</p> <p>⑧育児休業(下のお子さんの育児に専念するため、上のお子さんを認可外保育施設に通園させている)</p>	<p>認可外保育施設と月64時間以上通園する契約を行っている</p> <p>例) 月曜日から金曜日の週5日、午前9時から午後5時で通園する契約をしている場合(1日8時間×月20日)、1月の通園時間は64時間以上となるため、補助の対象となります。</p>

※保護者とは、「同居している父、母」又は「内縁の夫、妻」等通園児を現に監護する方をいいます。

補助金額について

保護者が負担した保育料月額の2分の1の額です。保育料月額には入学金やおやつ代も含まれます。ただし30,000円が上限となります。(100円未満は切り捨て)

申請について

必要書類を揃え、直接市役所3階保育認定課窓口へお持ちください。なお、郵送での提出も可能です。

※出張所、連絡所、船橋駅前総合窓口センター(フェイス)では申請できませんのでご注意ください。

なお、申請書類等に不備があった場合は、一度申請書類を返却しますので揃えたうえで再度提出してください。また、提出書類の内容等に不正が認められた場合、補助金は交付できません。不正に補助金を得た場合は、補助金を返還していただくことになります。

申請書類について

○ 毎回必要なもの

①認可外保育施設通園児 補助金交付申請書 (第1号様式)	児童の世帯員については、保護者及び兄弟姉妹のみ記入してください。 申請者は相手方登録申請者と同一としてください。(印鑑も同一)
②通園証明書兼領収確認 証明書 (第2号様式)	認可外保育施設にて記入していただく書類です。
③認可外保育施設通園児 補助金請求書 (第4号様式)	請求者は申請者と同一としてください。(印鑑も同一) 請求金額欄は記入しないでください。
④交付要件確認(保護者) のための書類 ※該当項目がない場合は、保育 認定課までお問い合わせく ださい	<ul style="list-style-type: none"> ●就労：就労証明書(保育認定課専用の様式) ※勤務先に記入していただく書類です。 ※<u>証明内容に変更がない場合は、以下の取り扱いとなります。</u> <ul style="list-style-type: none"> <常勤の方> …年度の最初の申請時に原本を提出 <常勤以外の方(パート、契約社員、派遣社員等)> …年度の最初の申請時(4月1日以降の証明日)及び第3期 申請時(10月1日以降の証明日)に原本を提出 ※自営業の場合、確定申告書の控えや源泉徴収票の写し等就労の実 態を確認できる書類を添付してください。 ●出産：母子手帳の写し(出産(予定)日及び母親の氏名が確認でき るページ) ●疾病、負傷、介護、看護：主治医の意見書(様式は保育認定課にあり ます) ●求職活動中：求職に関する申告書(様式は保育認定課にあります) ●就学：在学証明書及びカリキュラム(時間割等) ●育児休業：育児休業期間が記載された就労証明書等

○ 新規の申請時に必要なもの

⑤相手方登録申請書	補助金を振り込むために必要な書類です。 ※住所、氏名、印鑑、振込口座に変更があった場合は、変更申請 をしていただく必要があります。
-----------	---

○ 該当する場合のみ必要なもの

⑥委任状	申請者名と振り込み指定の口座名義人が異なる場合、年度の初回 申請時に必要となります。
------	---

【記入上の注意】

- 消えるボールペンは使用しないでください。(黒のボールペンをご使用ください。)
- 内容を訂正する際、修正テープ等は使用しないでください。
- 訂正がある場合は、二重線で消し、その線に重なるように訂正印を押してください。訂正
印は、申請書、請求書及びその他提出書類に使用した印鑑と同一のものをご使用ください。
- 金額の記入については訂正印も不可とします。
- 申請書、請求書及びその他提出書類には、相手方登録申請書に使用した印鑑と同一のもの
をご使用ください。また、申請者及び請求者の住所・氏名についても相手方登録申請書で
記入したものと同一の内容をご記入ください。

申請期間・振込時期について

(平成29年度)

	利用月	申請期間	振込予定月
第1期	4月～ 6月	7月3日～ 7月31日	8月下旬～ 9月下旬
第2期	7月～ 9月	10月2日～10月31日	11月下旬～12月下旬
第3期	10月～12月	1月4日～ 1月31日	2月下旬～ 3月下旬
第4期	1月～ 3月	3月22日～ <u>4月9日</u>	4月下旬～ 5月下旬

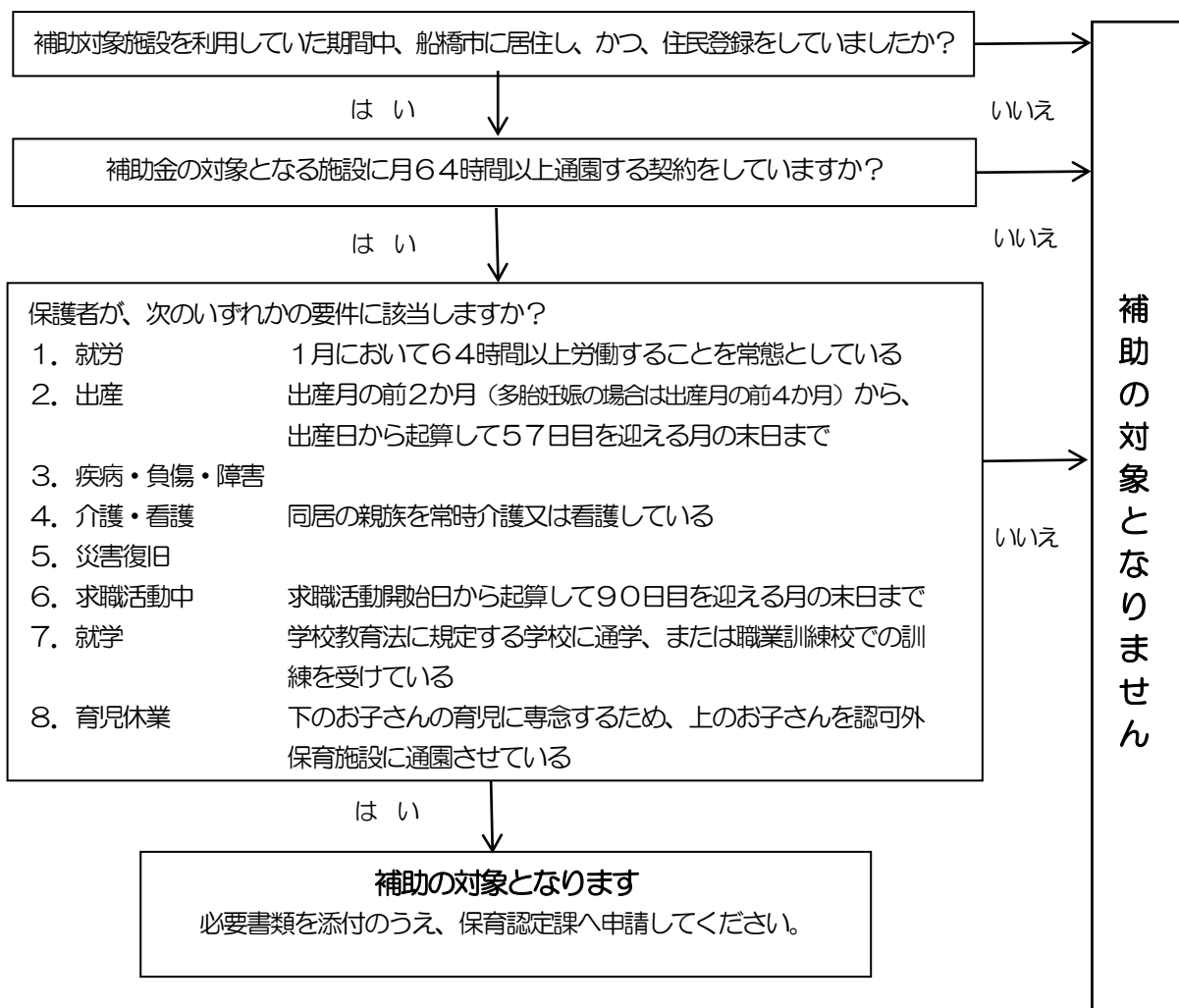
※1期～3期分の申請について、上記の申請期間を過ぎた場合でも第4期の申請締め切りまで交付申請が可能です。(第1期、第2期をまとめて10月に申請等、前の期と併せての申請も可能。)

※会計処理の関係上、第4期の申請締め切り後に交付申請をされた場合には、補助金は交付されません。第4期は申請期間が短いため十分ご注意ください。

書類の配布場所

保育認定課（市役所3階）で配布しております。市ホームページからもダウンロードできます。

認可外保育施設通園児補助金のフローチャート





～こんな場合、どうしたらいいの？～

Q1 就労証明書は、申請のたびに提出が必要ですか？

A1 証明の内容に変更がない場合に限り、勤務の形態によって以下の取り扱いとしています。

＜常勤の方＞

…年度の最初の申請時に提出が必要です。（証明日が4月1日以降のもの）

＜常勤以外の方（パート、契約社員、派遣社員等）＞

…年度の最初の申請時（証明日が4月1日以降のもの）及び第3期申請時（証明日が10月1日以降のもの）に提出が必要です。

※上記にかかわらず、就労の契約期間に定めがある場合は、その契約期間ごとに証明書を提出してください。

※兄弟姉妹での申請の場合、就労証明書は保護者それぞれ1枚ずつの添付で結構です。

※証明内容の確認が必要な場合、証明元にご連絡させていただく場合があります。

Q2 派遣職員として働いていますが、就労証明書は派遣先と派遣元どちらで書いてもらえばいいですか？

A2 原則的に派遣元で記入していただいでください。派遣元での証明が困難な場合は、派遣先で証明をいただいても構いません。交付申請書の勤務先名称は証明を受けた事業所名をご記入ください。

Q3 一度相手方登録申請書を提出すると、次回から提出の必要はありませんか？

A3 登録していただいた内容に変更がなければ結構です。ただし、引越しや離職等により内容に変更がある場合は、再度提出が必要になります。

また、申請書と請求書の住所・氏名・印鑑は、相手方登録申請者の住所・氏名・印鑑と同一である必要がありますのでご注意ください。

Q4 10～12月分の補助金を申請したいのですが、1月中に申請することができません。どうしたらいいですか？

A4 3期の申請期間（1月4日から1月31日）を過ぎても申請することが可能です。ただし、1～4期すべての申請について、年度の最終申請期限である4月9日（当日消印有効）を過ぎた場合、申請ができませんのでご注意ください。

[提出書類チェックシート]

申請前の書類の確認にご利用ください。

- 認可外保育施設通園児補助金交付申請書（第1号様式）
- 通園証明兼領収確認証明書（第2号様式）
- 認可外保育施設通園児補助金請求書（第4号様式）
- 要件確認書類（就労証明書等）
- 相手方登録申請書（初めての申請時、または口座や住所、氏名、印鑑の変更時）
- 委任状（申請者名と口座名義人が異なる場合、年度の初回申請時に必要）
- 自営業等就労の実態を確認できる書類（確定申告書や源泉徴収票等）

